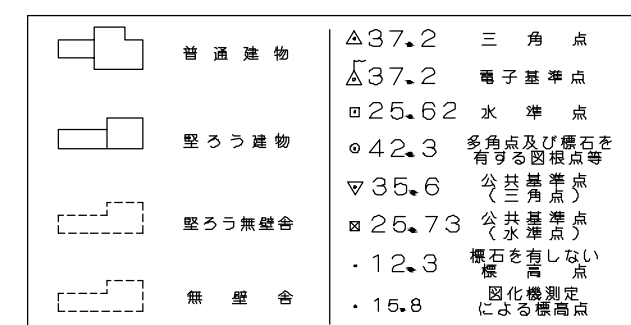


南 河 原

31

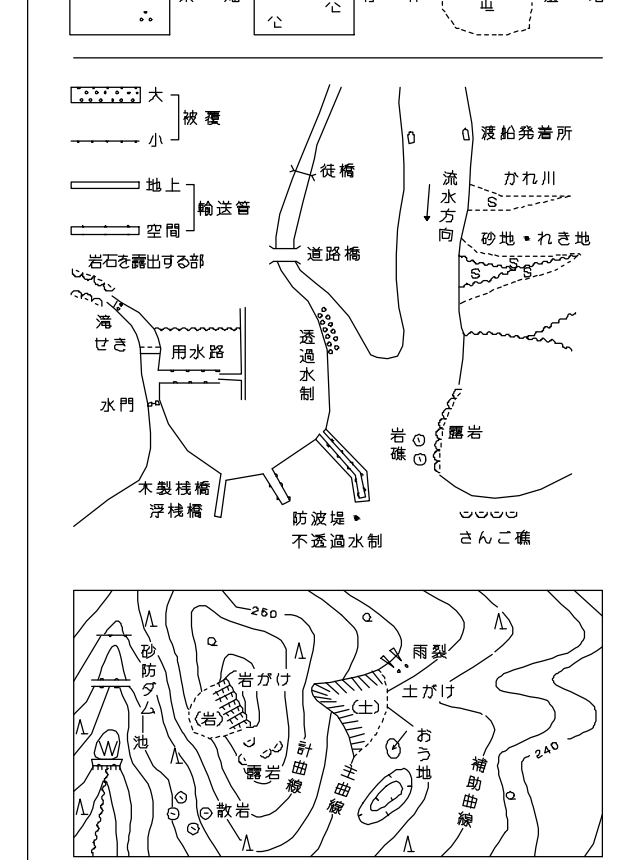
28 8

[illegible]

太陽光発電設備

図 1 太陽光発電設備の構成

太陽電池パネル
パワーコンディショナー
分電盤
主幹ブレーカー・メーター
水ポンプ
ファン
照明
暖房
蓄電池
インバータ

[illegible]

上図は単に方位北、真北、磁北相互の間隔を表わし角度の数値とは必ずしも一致しない。

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第1X座標系

投影は横メルカトル法

図形に表示してある座標値はキロメートル単位

図形は0.5キロメートル間隔

図形に表示してある経緯度値は経緯10秒間隔

高さの基準は東京湾の平均海面

等高線の間隔は2メートル

経緯度数値及び平面座標座標値は、世界測地系に対応

市町村名	川 崎 市
事項	川崎都市計画道路の変更 (3・5・2号 矢向鹿島田原(仮)11路線)
件 名	
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	5 の 1
作成年月日	令和5年 5 月

IX-LD 76-2

平成 2 年測量		1. 平成 3 1 年 1 月 鹿児島市中野町
平成 7 年修正		2. 令和元年 8 月 現況調査
平成 11 年修正		
平成 16 年修正		
平成 21 年修正		
平成 26 年修正		
令和 2 年修正		

1:2,500



A horizontal scale bar with major tick marks at 0, 50, 100, 200, 300, 400, and 500 meters. The text '1:2,500' is centered above the bar.

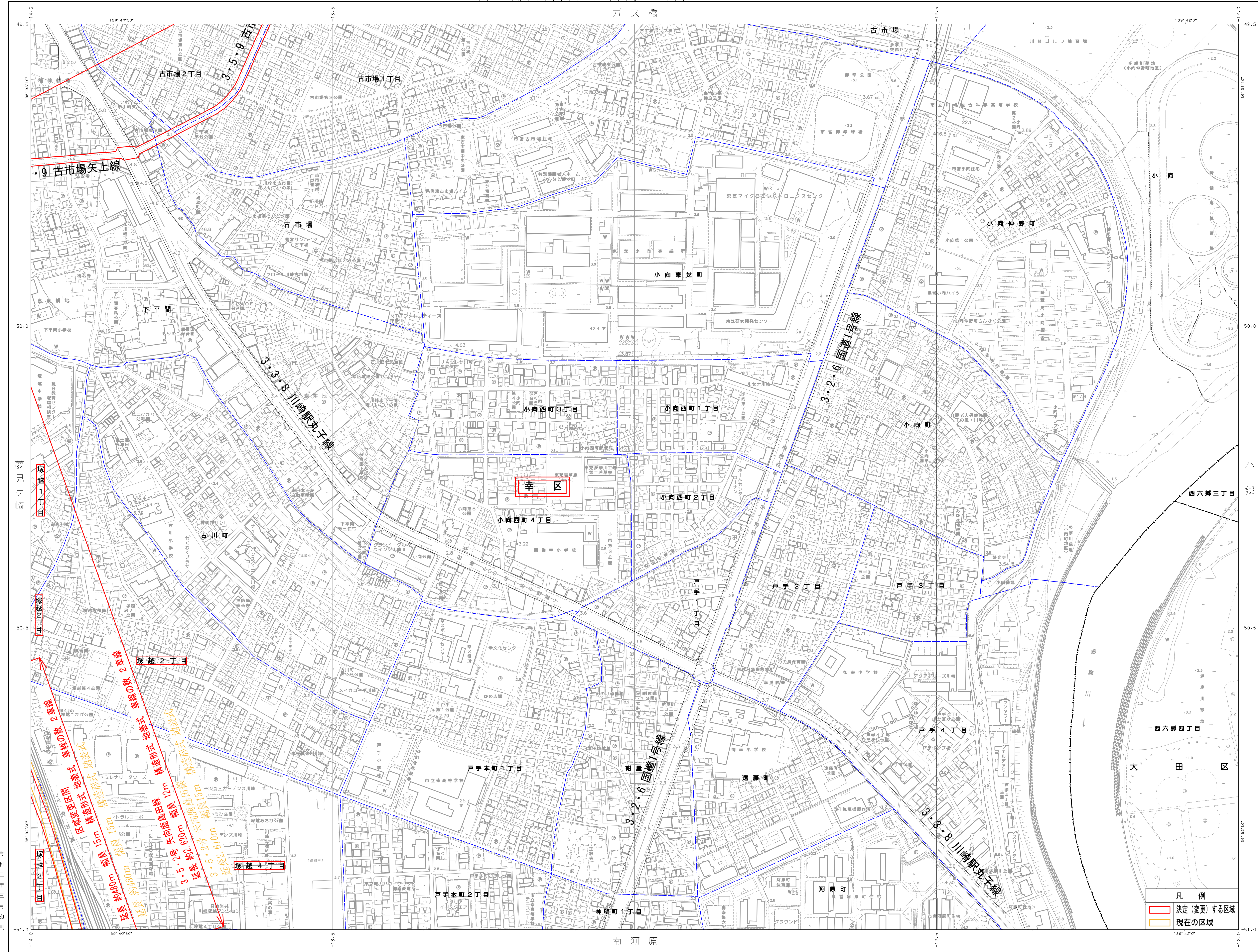
(1) この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺
2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 31都基交測第38号・31都市基交審第68号

(2) 横浜市建築局都市計画基本図データにより作成
(横浜市地形図図資製図承認番号 令元建都計第8106号)

この測量成果は、国土整理院長の助言を受けて得たものである（助言番号）令1関公第87号

この地図は、川崎市公共基準は測量成果を使用して調製したものである。

川崎市

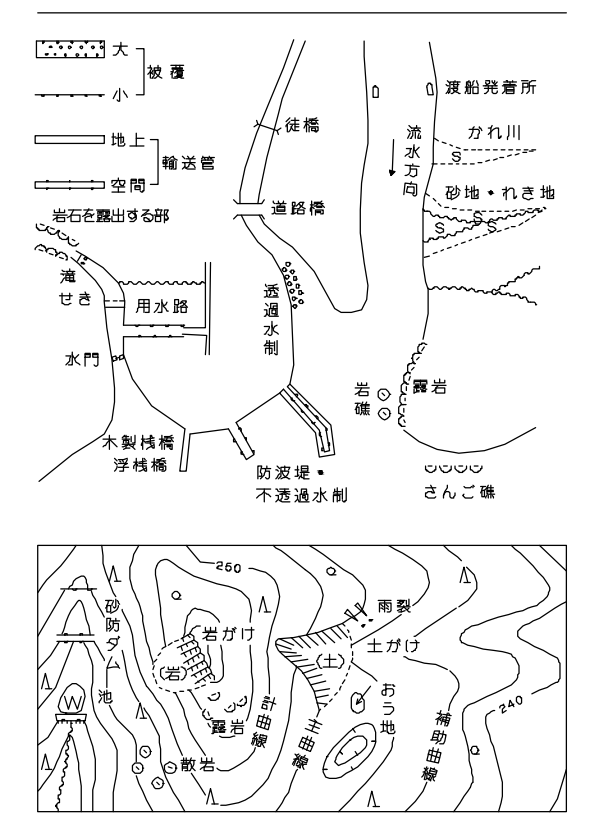


市界線	△37.2	三 角 点
市界線	△25.62	水 準 点
市界線	△22.3	市界線延長点
市界線	△35.6	市界線延長点
市界線	△25.73	市界線延長点
市界線	△12.3	市界線延長点
市界線	△15.6	市界線延長点

市界線	△37.2	三 角 点
市界線	△25.62	水 準 点
市界線	△22.3	市界線延長点
市界線	△35.6	市界線延長点
市界線	△25.73	市界線延長点
市界線	△12.3	市界線延長点
市界線	△15.6	市界線延長点

市界線	△37.2	三 角 点
市界線	△25.62	水 準 点
市界線	△22.3	市界線延長点
市界線	△35.6	市界線延長点
市界線	△25.73	市界線延長点
市界線	△12.3	市界線延長点
市界線	△15.6	市界線延長点

市界線	△37.2	三 角 点
市界線	△25.62	水 準 点
市界線	△22.3	市界線延長点
市界線	△35.6	市界線延長点
市界線	△25.73	市界線延長点
市界線	△12.3	市界線延長点
市界線	△15.6	市界線延長点



上図は単に方位北、真北、磁北相互の関係を表わし角度の数値とは必ずしも一致しない。
座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第11座標系
投影変換方式はメルカトル投影
図面に表示してある座標値はメートル単位
方位は0.5メートル間隔
図面に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
平面積の単位は2メートル
経緯度数値及び平面座標座標値は、世界測地系に対応

市界線	△37.2	三 角 点
市界線	△25.62	水 準 点
市界線	△22.3	市界線延長点
市界線	△35.6	市界線延長点
市界線	△25.73	市界線延長点
市界線	△12.3	市界線延長点
市界線	△15.6	市界線延長点

36



この測量成果は、国土整理院の助言を受けて得たものである（助言番号）令1関公第87号

川 崎 市

許可なく複製を禁ずる

この地図は、川崎市公共基準は測量成果を使用して調製したものである。

丸 子

IX - LD 56 - 3



	普通建物	△37.2	三角点
		△37.2	電子基準点
	堅ろう建物	□25.62	大津山
		○42.3	多角測量(標高) 有する観測点
		▽35.6	外観測量
	堅ろう築造	△25.73	公共事業等 く水引測量
		・12.3	標高が不明な 観測点
	鉄筋造	・15.8	図化程度 による観測点

[illegible]

	異電源部		接地例
	電源部		導線例
	接地部		素線
	接地部		プラント
	(建設中)		及び設計
	建設中の関係		配管及び
	歩道・分岐等		配管及び
	道路の設置		配管の設置
	道路の設置		配管の設置
	排水		配管の設置
	人工掘削		配管の設置
	土壁等		配管の設置

[illegible][illegible][illegible]

上図は岸に方量北、真北、磁北相互の関係を
わし角度の数値とは必ずしも一致しない。

座標系は平成14年国土交通省告示第8号の
定による第Ⅰ座標系

投影は横メルカトル図法

図形Aで表示してある座標値はキロメートル単
位で図0.6、6キロメートル間隔

図形Bで表示してある経緯度値は経緯10秒間隔
緯度の基準は東京湾の平均海面

等高線の間隔は2メートル

経緯度の数値及び平面座標座標値は、世界測地
系に对应

市町村名	川 崎 市
事 項	川崎都市計画道路の変更 (3・5・2号 矢向鹿島田線ほか11路線)
件 名	
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	5の5
作成年月日	令和5年 月 日

IX-LD 56-3

平成 2 年測量		1. 平成 3 1 年 1 月撮影空中写真
平成 7 年修正		2. 令和元年 8 月現地調査
平成 11 年修正		
平成 16 年修正		
平成 21 年修正		
平成 26 年修正		
令和 2 年修正		

1:2,500



0 50 100 200 300 400 500 m

(1) この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 31 都基交測第 38 号・31 都市基交第 69 号

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
(助言番号) 令 1 関公第 7 号

この地図は、川崎市公共基準は測量成果を使用して調製したものである。

川崎市